

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、原動機付自転車から区分して特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が新たに定義されたことに伴い、神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号。以下「規則」という。）に軽自動車税（種別割）に関する様式を追加します。

2 改正の概要

(1) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第70条第1項に規定する標識のひな型（第52号の2様式）の追加

（概要）

特定小型原動機付自転車に取り付ける課税標識（いわゆるナンバープレート）のひな型を様式として規則に追加します。

（理由）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、原動機付自転車から区分して特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が新たに定義されたことに伴い、安全性の観点から、特定小型原動機付自転車の機体幅に合わせた課税標識を定める必要があるため。

(2) その他

様式の追加に伴う規定の整備に係る改正を行います。

3 規則の施行予定日

令和5年7月1日

第52号の2様式 (案)



備考

- 1 標識は金属製とし、地の塗色は白色とする。
- 2 文字は浮出しとし、塗色は濃紺色とする。
- 3 車両番号は、図示の例により、上段に市名及び番号を付し、下段に上段の番号ごとにアルファベット（Aに限る。）及び4ケタの数字をもつて追番で表示する。